

製品プラスチックの資源回収開始について

令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市町村による分別基準の策定や適正な分別排出の促進のために必要な措置を講ずることが努力義務とされた。これを受け、中野区では令和6年4月から資源・ごみの分別ルールを一部変更し、「容器包装プラスチック」「製品プラスチック（現在、「燃やすごみ」として回収）」を新たに「資源プラスチック」として区内全域で回収・資源化を行う。

1 新たに資源回収対象となる製品プラスチック

100%プラスチックだけでできた製品。

プラスチック以外の素材が混入しているものは資源回収対象外となる。

2 回収・再資源化方法

現在、資源回収を行っている「容器包装プラスチック」と一括で「資源プラスチック」として回収し、容器包装リサイクル法の指定法人ルートで再商品化する。

3 区民への周知方法

回収開始に向けて、資源回収可能なプラスチックについての説明会を実施する。

また、新たな分別回収ルールを記載した「資源とごみの分け方・出し方」を全戸配布することで周知を行う。

4 今後の予定

令和5年 10月

議会報告

令和6年 2月から3月

説明会の実施

「資源とごみの分け方・出し方」の全戸配布

令和6年 4月

製品プラスチック資源回収開始